



山形労発基 0619 第2号
令和5年6月19日

関係団体の長 殿

山形労働局長



第10次粉じん障害防止総合対策の推進について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和35年法律第30号)との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、じん肺新規有所見労働者は、第8次粉じん障害防止総合対策推進期間(平成25年度～平成29年度)の266人に対し、第9次粉じん障害防止総合対策推進期間(平成30年度～令和4年度)では85人と大きく減少し、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き、粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

また、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づき、坑内作業場における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和3年4月から施行されたところであり、加えて、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和6年4月から施行されるところです。

このような状況に鑑み、山形労働局では、別紙のとおり、第10次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、関係事業場に対する本総合対策の周知を図っていただくとともに、本総合対策のうち、別添の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。